広島市自転車都市づくり推進計画の改訂について

1 改訂を行う背景

平成25年6月に策定した「広島市自転車都市づくり推進計画」においては、具体的な取組を掲げた3年間の実施プログラムを取りまとめており、2回目の見直し時期を迎えている。また、同計画の部門計画として平成27年2月に策定した「広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)」についても、計画期間10年間の中間年を目処に計画の見直しを行うこととしている。

こうした中、平成29年5月に施行された自転車活用推進法において、国は、自転車の活用の推進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「自転車活用推進計画」を定めることとなり、都道府県は「自転車活 用推進計画」を勘案して「都道府県自転車活用推進計画」を、また、市町村は「自転車活用推進計画」及び「都 道府県自転車活用推進計画」を勘案して「市町村自転車活用推進計画」を定めるよう努めることとなった。

これを受け、国は、平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定するとともに、同年8月には、地方自治体に対し、「都道府県自転車活用推進計画」及び「市町村自転車活用推進計画」の策定を行う際に参考となる情報を整理した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」(以下「国の手引き」という。)を示し、これに基づき、広島県は、平成31年3月に「広島県自転車活用推進計画」(以下「県計画」という。)を策定した。

こうしたことから、今回の見直し時期に合わせ、これまでの取組結果を踏まえつつ、施策の優先順位の見直しや充実強化を図るとともに、「国の手引き」や「県計画」に盛り込まれているスポーツ振興や健康づくりといった新たな視点からの施策を追加するために、「広島市自転車都市づくり推進計画」を改訂する。なお、改訂後の計画は、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」として位置付けるものである。

2 改訂に当たっての考え方

(1) 基本方針

これまでの「広島市自転車都市づくり推進計画」の4つの基本方針のうち、方針3にスポーツ振興や健康づくりなどへの自転車の活用の視点を加える。

(方針1) 市民や来訪者が様々な場面で自転車に快適に乗ることができるまちづくり

(方針2) 市民や来訪者が自転車に安全に安心して乗ることができるまちづくり

(方針3)地域や観光の振興、スポーツ振興、健康づくりなどに自転車を活かしたまちづくり

(方針4) 自転車施策において行政、市民、企業等が連携するまちづくり

(2) 施策体系

基本方針に基づく「走行空間整備~はしる~」「駐輪場整備~とめる~」「ルール・マナーの遵守~まもる~」「活用促進~いかす~」の自転車施策の4本柱は、現行どおりとする。

(3) 計画期間

自転車を取り巻く環境等が目まぐるしく変化している状況を踏まえ、5年毎に更新する。

(4) 改訂のポイント

① 指標の追加

各施策の進捗状況等のフォローアップを行うため、施策の4本柱ごとの指標を新たに追加する。

② これまでの取組結果を踏まえた施策の強化

「広島市自転車都市づくり推進計画」に基づきこれまで実施した取組の評価や課題を踏まえ、施策の優 先順位の見直しや充実強化を図る。

③ 国や県の自転車活用推進計画を踏まえた新たな施策の追加

(7) スポーツ振興への活用

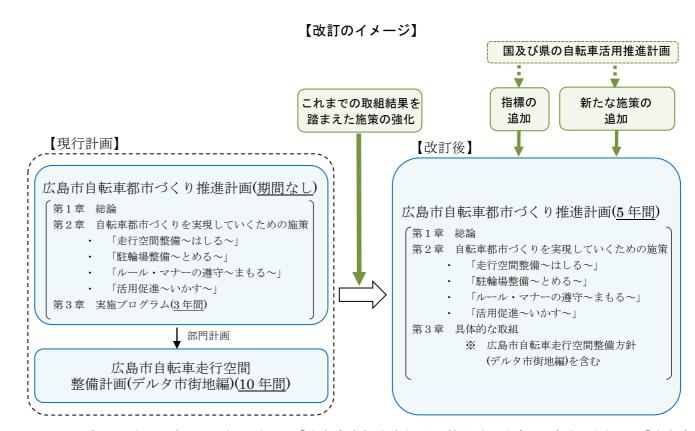
・広島クリテリウムの開催支援、広島競輪場の活用 (バンク走行会の実施など)

(イ) 健康づくりへの活用

・地元の自転車プロチーム等と連携した健康教室の開催など

④ 重点施策

これまで実施した取組の評価や課題及びスポーツ振興や健康づくりなどへの自転車の活用といった新たな視点を踏まえ、計画期間中に特に注力する取組として、重点施策を設定する。



※ 今回の改訂に合わせ、部門計画の「広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)」を「広島市自転車走行空間整備方針(デルタ市街地編)」として「広島市自転車都市づくり推進計画」の中に取り込み、計画期間を5年間とした一つの計画にまとめることとする。

3 今後のスケジュール

令和2年1月 議会報告(建設委員会)(予定)

- 2月 市民意見募集
- 3月 広島市自転車都市づくり推進協議会の開催

【議題】広島市自転車都市づくり推進計画の改訂について(報告) 令和元年度の実施内容及び令和2年度に実施予定の取組について 広島市自転車都市づくり推進計画(改訂版)の公表